

「仙台市障害を理由とする差別をなくし障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例」に係る主な取組みについて

1. 相談体制の整備等

(1) 相談体制

- ①各区障害高齢課及び宮城総合支所障害高齢課に差別相談を含む総合相談に対応する相談員を配置。（各1名）
- ②仙台市障害者虐待防止・差別解消相談ダイヤル（24時間365日受付）で受付。

(2) 仙台市障害者差別相談調整委員会

障害を理由とする差別に関する紛争の解決を図るため、条例第20条に基づき設置。

(3) 仙台市障害者差別解消・虐待防止連絡協議会

障害者の差別解消・虐待防止に関する相談対応等をはじめ、障害者の権利擁護に携わる関係機関のネットワークの構築、連携強化や相談体制の充実を図るため、条例第14条等に基づき設置。

2. 普及啓発・理解促進等に関する主な取組み

(1) 障害理解サポーター事業

障害に関する良き理解者としてのサポーターを養成することを目的とした事業者や市民を対象とした障害理解の研修を実施。

(2) ワークショップ「ココロン・カフェ」の開催

(3) 中高生向けワークショップ「ココロン・スクール」の開催

(4) 福祉まつり「ウエルフェア」の開催

(5) 市民協働事業「TOGETHER ACTION PROJECT (TAP)」

ドラムサークルや手話ソングなどの表現活動による障害者差別解消・障害理解の促進に関するPR事業を実施。

(6) 障害者スポーツを通じた理解の促進

障害のある方もない方も、共に楽しみ、競い合いながら、理解を深めることを目的とした障害者スポーツの体験会や選手等によるシンポジウムの開催。

(7) ヘルプマーク等の周知

内部障害や難病の方、妊娠初期の方など外見から分からなくても援助や配慮を必要としていることを周囲に知らせるヘルプマークの配布、及び周知啓発を実施。

(8) 障害理解促進等に係る広報

条例の周知や障害理解に向けたリーフレットの作成・配付、ポスターや交通広告の掲出、吊看板の掲出等。

3. 庁内体制の整備等

(1) 職員対応要領の策定・施行

(2) 障害を理由とする差別の解消に関する庁内研修会

新規採用職員、一般職員、管理職員等を対象として、当事者講師等による研修を実施。

(3) 市が実施する事業に対する手話通訳等の情報保障の実施

市民向けに実施する事業等における、手話通訳や要約筆記等による情報保障を実施。

(4) タブレットによるコミュニケーション支援

障害企画課、各区障害高齢課、宮城総合支所保福祉課に設置しているタブレットにより、遠隔手話通等によるコミュニケーション支援を実施。